

令和 8 年度農泊ビジネス起業研修募集要項

1 趣 旨

県内の農山漁村地域の持続的な発展を図るため、農家民宿や農家レストランなどの「農泊ビジネス」の起業を支援するための研修会を開催します。

本研修では、基礎知識の習得から農家民宿での体験、具体的な起業プランの作成までを体系的に学び、地域での一歩を踏み出す事業者を育成します。

2 主 催 秋田県

3 運営者 NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

4 研修内容及び実施日

次に記載するとおりとします。

・農泊ビジネス起業研修

営業許可等に関する座学、農家民宿での体験を実施し、具体的な起業プランの作成と発表を行います。

実施日：令和 8 年 11 月 13 日（金）～15 日（日）【2 泊 3 日】

なお、リモート講義を 10 月 24 日（土）に行います。

5 募集定員

募集定員は 10 名とします。

6 応募条件

次の条件を全て満たす者。ただし、応募者数が予定を上回った場合は、県外在住者もしくは秋田に移住後概ね 5 年以内の者を優先的に選考します。

- (1) 秋田県内で農家民宿や農家レストラン※等の農泊ビジネスの起業を検討している者
- (2) 18 歳以上でかつ 65 歳以下の者
- (3) 研修期間中の全行程参加できる者
- (4) 秋田県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員でないこと、これらと密接な関係を有していない者
- (5) 観光等旅行目的でない者
- (6) 研修終了後、県が行う研修後の動向調査等の協力に同意する者

※農家民宿とは、農林漁業体験を提供できる者が営む宿泊施設です。また、農家レストランとは、自らが生産または地域で生産された農林水産物を調理し提供する飲食店のことです。どちらも農林漁業者以外の方も開業が可能であり、農山村地域の一員として地域の魅力を伝えることができる取り組みです。

7 応募資格等の確認

応募資格や起業意欲を確認するため、聞き取りを行う場合があります。

8 研修に係る費用等

(1) 研修費

一人 5,500円（税込）（食事代として）

研修期間中の講義料・体験料・宿泊費は主催者で負担します。

ただし、リモート講義を受講するためのパソコン等の機器は各自で準備するとともに、事前に使用機器へのZoomアプリのインストールを行ってください。また、インターネット回線等の通信費は各自で負担してください。

(2) 交通費

集合場所までの往復の交通費は、各自でご負担下さい。

9 募集期限

申し込みは、以下の期限までの受付とします。

申込期限：令和8年10月2日（金）17:00

10 申込方法

(1) 次に記載する方法のいずれかによりお申し込みください

・必要事項を記入した申込用紙を、郵送、FAX、E-mailのいずれかで送付

・特設ホームページ（URL：https://www.akita-gt.org/experience/welcome-akita_2026.html）にある応募フォームに必要事項を入力

(2) 申込時に記入いただいた個人情報本研修事業の実施にのみ使用し、保有の必要がなくなり次第、確実に速やかに消去します。

11 選考方法

必要に応じて聞き取りを行ったうえで、申込用紙や応募フォームへの記入内容による選考を行い、秋田県農林水産部長が決定します。

12 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、申込時に記入いただいたメールアドレスに、研修開始日の7日前（令和8年10月17日（土））までに電子メールにて通知します。事前に「@akita-gt.org」からの電子メールが受信できるよう設定願います。メールアドレスの記入が無い場合は、記入いただいた住所への郵送にて通知します。なお、上記期限に間に合わない場合は、事前に電話で連絡します。
- (2) 選考結果を通知する際に、研修の詳細スケジュール表を同封します。

13 研修の辞退

やむを得ず研修を辞退したい場合は、研修開始日の5日前（令和8年10月19日（月））までに、申し込み先まで、電話、FAX、E-mailのいずれかの方法で連絡してください。

なお、連絡のないまま研修を欠席した場合は、研修に係る費用（キャンセル料含む）を請求する場合があります。

14 研修の中止

(1) 研修開始前の中止

悪天候等により事前に研修の中止を決定した場合は、研修生に理由を説明し、研修開始日の2日前までに電話で連絡いたします。

(2) 研修実施中の中止

研修実施中は、悪天候等を理由に研修を急遽中止する場合があります。

なお、この場合の研修に係る費用は、全額運営者が負担します。ただし、往復チケットを購入していた等の理由で、研修期間以降、秋田県内に宿泊が必要となった場合の費用等は、運営者は一切責任を負いません。

15 研修の拒否

研修生が本要項6の応募条件を満たしていないことが判明した場合、又は研修生が運営者や他の研修生等に迷惑を及ぼし、円滑な実施を妨げたと運営者が判断した場合、研修生に対して研修参加を拒否し、研修に係る費用（キャンセル料を含む）を請求する場合があります。

16 その他留意事項

- (1) この研修は本要項のほか、NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会の研修・体験イベント実施約款により実施しますので、

こちらもお申込み前に必ずお読みください。

- (2) 研修期間中に撮影した写真や動画及びアンケート結果等は、広報等に活用することを予定しておりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 研修終了後、起業や移住に関するアンケート調査を実施する場合がございますので、ご協力ください。

17 申し込み先

NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切24-2 遊学舎内
TEL・FAX：018-829-5895
E-mail：info@akita-gt.org
受付時間：火～金 午前9時30分～午後5時

附 則 本要項は令和8年7月8日から施行する。